



National e-Invoicing System (KSeF)

電子請求書システム (KSeF)

2026年1月



議題

1. KSeFにおける電子請求書の基本原則
2. KSeFのオフラインモード、障害時の対応
3. KSeF外での請求書の発行／取引先への提示
4. 購入時の処理
5. その他の事項（支払、罰則）
6. 質疑応答

1

KSeFにおける 電子請求書の基本原則

KSeFの実施スケジュール



- KSeFの義務化 – 2026年2月1日（ステージI）
- 小規模納税者については、KSeFでの請求書発行の義務化は2026年4月まで延期されますが（ステージII）、KSeFでの請求書受領は、2月より対応する必要があります。

■ ステージI: 2024年のVAT込みの売上高がPLN 2億超のポーランドVAT納税者あるいは「固定的施設」が対象

● ステージII: 零細納税者(月当たりのVAT込みの売上高がPLN10,000未満)を除くその他のVAT納税者あるいは「固定的施設」が対象

その他のVAT納税者あるいは「固定的施設」は2027年から対象となる。

KSeF-システムの主な前提条件



範囲

- KSeFは、ポーランドにおいて付加価値税（VAT）登録された事業所または外国企業で「固定的施設」を有する納税者（取引の当事者になる者）を対象とする。
- **B2B**（越境取引を含む）およびB2G取引；
- B2C取引 - 任意適用；
- ポーランドに「固定的施設」を有しない外国法人 - KSeFへの任意参加。



主な前提条件

- 請求書は構造化されたxml様式で発行される；
- FA(3) スキームに基づく形式；
- 「クリアランス」モデル - 税務当局による請求書の検証；
- 検証後、構造化請求書にKSeF IDが付与される；
- 請求書はKSeFに10年間保管される



サプライヤー



KSeF



BUYER

移行期間



2026年2月1日

移行期間中のKSeF免除対象：

1. 会計証憑としての領収書（販売者のポーランド納税者番号が記載された450ズウォティ以下の領収書）；
2. レジスターを使用して発行された請求書；
3. 銀行振込明細書へのKSeF IDの記載義務の一時停止；
4. 零細納税者（月間売上高がPLN 10,000を超えない納税者）への適用免除；
5. KSeF義務違反（例：KSeFでの電子請求書発行不履行）に対する罰則の一時停止。



2026年12月
31日

KSeF使用の義務化

KSeF適用除外：

- ✓ 訂正伝票（購入者によるマイナーな修正）；
- ✓ 仮請求書；
- ✓ ポーランド法における請求書発行要件の対象外となる活動（例：内部請求書発行）；
- ✓ 有料道路通行、旅客輸送、航空交通管制・監視等のサービス、およびVAT免除となる特定のサービスに関する請求書；
- ✓ ポーランドの納税者番号を持たない購入者が発行する自己請求書（EU VAT番号を持つ事業体は任意）；
- ✓ ポーランドの納税者番号を持たない供給者の名義で発行される自己請求書

KSeF任意適用：

- ✓ B2C（企業から個人消費者への）請求書；
- ✓ VAT RR請求書

KSeFとデジタル時代の付加価値税（ViDA）

ViDA電子請求書

ViDAは、2030年および2035年までにEU域内取引および国内取引向けの統一・標準化された電子請求書を導入することを目指している。

ポーランドのFA(3)とEUスキーマ

ポーランドのFA(3)はEUのEN16931とは異なるが、自動変換の取り組みにより納税者への混乱軽減を目指している。

KSeFの互換性とコスト

財務省は、KSeFを利用する企業が、ViDA導入時に必要となる、追加的なコストは最小限であろうことを確認している。

将来のViDAによる報告を見据えた準備

企業は、域内共通の報告義務に備えるため、ViDAの動向を注視し、互換性の確保に努めるべきである。

KSeF導入のメリット

財務省が強調しているKSeF導入のメリット

- ✓ 標準化された請求プロセス – 誤った記載や必須情報の記載洩れ等のリスク低減
- ✓ 文書フローの効率化 – 請求書はほぼリアルタイムで受取人に到達
- ✓ 文書作成の簡素化 – KSeFと関連システムの適切な連携を構築することで、顧客やサプライヤーからの請求書データを自社の会計システムに直接取り込み可能
- ✓ 10年間の請求書へのアクセス – 自社保管不要、請求書は常にKSeF内で参照可能
- ✓ より迅速なVAT還付 – 通常60日間のところ40日間に早期化
- ✓ 企業間の相互信頼の向上 – 購入者は請求書が正式に登録された事業者によって発行されたことを確認できる。

2

KSeFのオフラインモード、 障害時の対応

KSeFの運用における問題点

オフライン24

- ▶ 納税者が任意選択可能なオフラインモード；

KSeFの利用不可

- ▶ メンテナンス作業（通常夜間実施）；
- ▶ メンテナンス作業は通常は短時間であり事前に通知される；
- ▶ BIPで通知

KSeFの障害

- ▶ 不足の事態；
- ▶ BIPおよびKSeFの追加機能を通じて通知される；
- ▶ 通知には想定される障害の継続期間（日単位で）が含まれる。

完全な機能停止

- ▶ BIPで障害に関するメッセージを通知できない場合、財務大臣がメディアを通じて障害を公表する；
- ▶ 例：インフラへの脅威

KSeF利用不可時およびオフライン24モードの処理

オフライン24モード（第106条nda項）で発行された請求書
KSeFの利用不可時（第106条nh項）で発行された請求書

電子請求書の構造と整合性を保つこと

発行日（オフライン24の任意使用時）または利用不可期間終了日（利用不可時）の翌営業日にKSeFへ送信される

供給者は外国法人/消費者などに対しKSeF外で請求書を転送可能
（2つの検証コードを添付）

KSeFの対象となる納税者に対して、KSeF外で請求書を発行することはできない

発行日は請求書に記載された日付（P_1フィールド）とする

P_1フィールドに記載された日付より遅れてKSeFに送信された請求書 = KSeF内で自動的にオフライン24モード発行として分類される

KSeFの障害発生時の処理

KSeFの障害発生時の請求書発行 – 第106条nf項

電子請求書の構造と整合性を保つこと

購入者と合意した方法で購入者に送付すること

障害解消後7営業日以内にKSeFへ提出すること

KSeF外での請求書提供は全購入者に対して可能
(2つの検証コードを添付)

発行日は請求書に記載された日付 (P_1フィールド) とする

KSeFが完全に機能停止した場合の処理

KSF機能が完全に停止し復旧の見込みも立たない状況下での請求書発行

いかなる形式（紙、電子、または電子請求書テンプレートに基づくもの）も認められる。

KSeFにアップロードされない

3

KSeF外での請求書の発行、 取引先への提示

購入者へのオンラインモードでの請求書発行と インボイスの提示

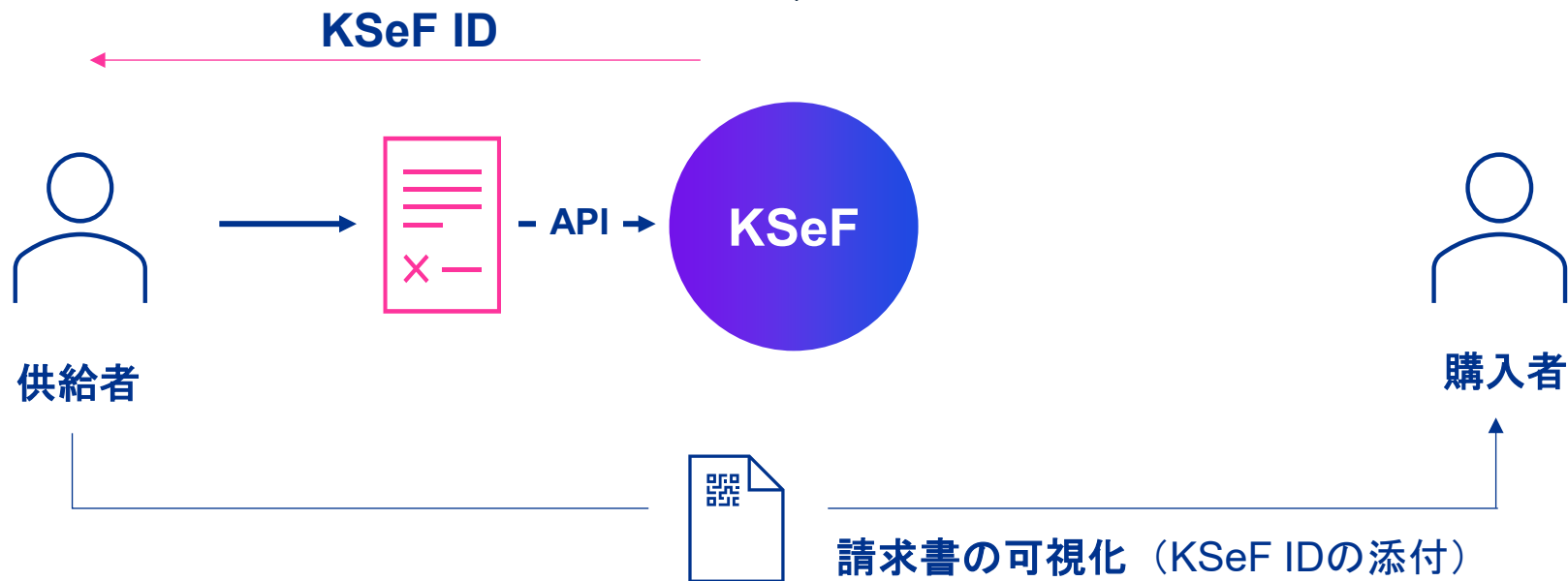
KSeFオンライン

購入者 = KSeFの対象となる納税者の場合

KSeFの可視化されたデータの別途提供は供給者の任意であるが、財務省は、KSeFのみで完結させることを推奨している。

購入者 = KSeF対象外の納税者/事業者（例：他のU加盟国やEU外に所在する企業、個人の消費者）の場合

合意された形式での請求書を発行する。



オフラインモードでの購入者へのインボイスの提示

オフライン24モード／KSeF利用不可時

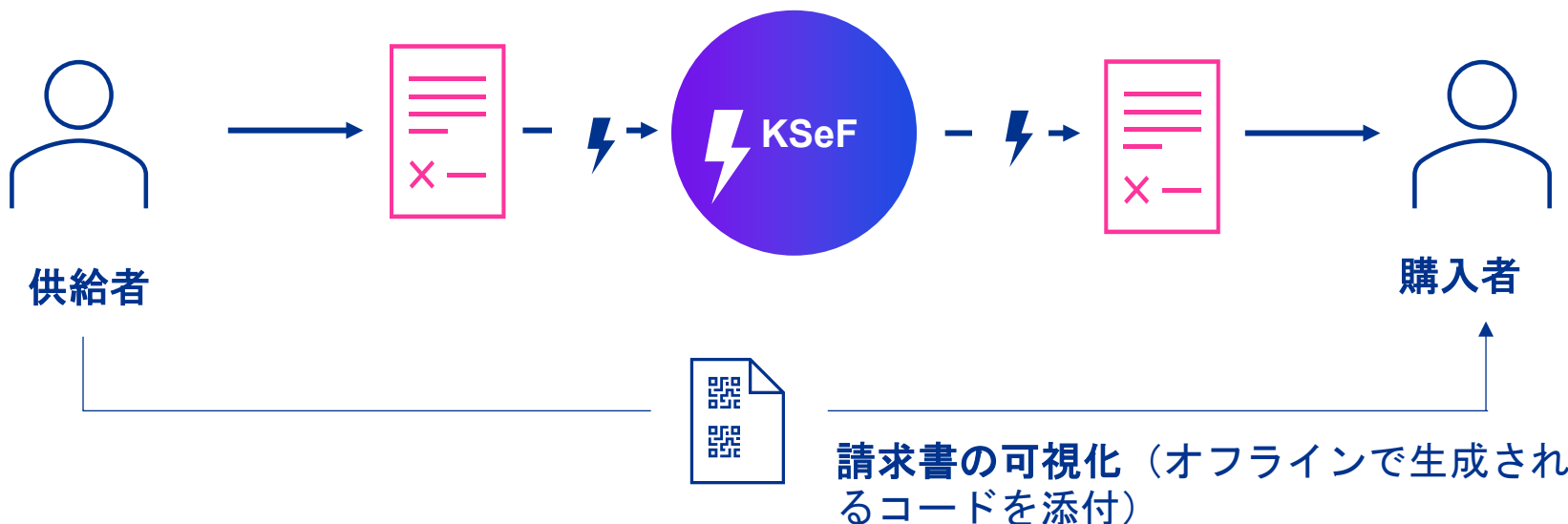
KSeF対象外の購入者に対しては、合意された形式でKSeF外で請求書を発行することが可能

KSeFの障害

合意された形式で各購入者に対しKSeF外での請求書を発行することが可能

完全機能停止

KSeFを使用せずに作成した紙形式または電子形式の請求書を送付



請求書に検証コードを記載する



第106条gb項5

納税者は、以下の場合に、KSeFの構造化された様式を参照すること、かつ当該請求書に含まれるデータの検証を可能にするコードを付記する義務を負う：

- 1) 第4項に定める購入者に対し、KSeFを利用しない方法で当該請求書を提示する場合、または
- 2) 請求書をKSeF外で使用する場合

- ✓ 検証コードの請求書上での表示とは、インターフェースソフトウェアの仕様で定められた方法により、**請求書への直接リンクまたはグラフィック記号（QRコード）**を作成し、**請求書上に配置することを指す。**
- ✓ 請求書を構造化されたデータの形式で受取人に送信する場合で、当該コードを請求書に直接配置できない場合には、**請求書とは別にリンクまたはグラフィック記号として受取人に送信することが可能である。**

4

購入時の処理

購入時の処理-KSeFに全てが記録されるわけではない

購入-旧処理

- ✓ EU域内他国からの購入
- ✓ サービスの輸入
- ✓ 商品の輸入
- ✓ ポーランドで付加価値税登録されているが、固定的事業所を持たない外国事業体が発行する国内供給の請求書
- ✓ KSeFの対象外となる特例（例：運輸券など）

購入-新処理

- ✓ ポーランドに本店または固定的事業所を有する納税者からの購入請求書 - KSeFからダウンロード

仕入VATの控除

控除ルール に変更なし

仕入が課税対象活動に用いられる限りにおいて、納税者は、当該仕入に関わるVATを減額する権利を有する

仕入VATを減額する権利は、納税者が購入した商品・サービスに関して売り手に納税義務が発生した税務期間の申告時に発生する。

仕入VATを減額する権利は、納税者が請求書を受領した税務期間（またはその後の3税務期間）の申告において行使することができる。

請求書受領日は、当該請求書を識別するKSeFIDがKSeFシステムにより割り当てられた日とみなされる

電子請求書の受領

基本原則

請求書受領日は以下の日付とみなされる：

- KSeF IDの割り当て日

- KSeF義務対象外の事業者については、KSeF外での本請求書の**実際の受領日**

オフライン24時間障害発生時

請求書の受領日は、以下の日付とみなされる：

- KSeF IDの割り当て日

- KSeF義務の対象外となる事業者については、KSeF外での当該請求書の**実際の受領日**

完全な機能不全時

請求書の受領日は以下の日付とみなされる：

- 購入者による**実際の受領日**、または **KSeF IDの割り当て日**（いずれか早い方）

- KSeF義務対象外の事業者については、KSeF外での本請求書の**実際の受領日**

購入に関する証憑

電子請求書

- ✓ KSeFで受信された請求書
- ✓ VAT控除の根拠となる
- ✓ KSeF IDを付してJPK_V7Mに計上・報告が必要

電子請求書の可視化

- ✓ 請求書と見做されない
- ✓ QRコードとKSeF ID番号を含む
- ✓ KSeFを利用する事業者により発行される
- ✓ KSeF外で受領（例：電子メール経由）
- ✓ VAT控除の根拠とはならない
- ✓ JPK_V7Mへの計上または記載は不可

オフライン請求書

- ✓ オフラインで任意、あるいは障害発生時に発行された請求書
- ✓ 2つのQRコードを含む
- ✓ KSeF外で受領
- ✓ 当該請求書はVAT控除の根拠となる
- ✓ JPK_V7Mに計上・報告が必要、障害解消後にKSeFで既に受領した請求書と重複しないよう留意

従来の請求書

- ✓ 紙媒体
- ✓ 電子式
- ✓ QRコードなし
- ✓ 受領日は実際の受領日
- ✓ JPK_V7M（BFKマーキング）で計上・報告必須

付加価値税の控除権

KSeF外で発行された請求書の仕入VAT控除

「適正な形式及び内容を伴って発行された紙媒体、電子媒体、または構造化された請求書は、税額控除の条件の一つを構成する。ただし、これは、法定の電子請求書システムを使用せずに請求書が発行したとしても、不適切に発行された証憑が仕入VATを控除する権利を構成しないということを意味するものではない。

したがって、本件においては、申請者が仕入VAT控除のためのその他の要件を満たしていることを前提として、当該会社は、供給者が義務に反して国家電子請求書システムを使用せずに発行した購入請求書に基づいて、仕入VATを控除する権利を有すると結論付けるべきである。」

2025年4月4日付DKIS個別税務裁定、参照番号0114-KDIP1-3.4012.838.2024.1.MPA

5

その他の事項（支払、罰則）

電子請求書に対する支払い

- ✓ 銀行口座を通じて行われる支払いに際してKSeF IDを記載する義務
- ✓ 2027年1月1日より適用
- ✓ 銀行振込に適用される。電子請求書に対するカード決済およびBLIK決済は可能とされているが、引き続き注視が必要
- ✓ 当該義務は、購入者本人のみならず当該購入者宛に発行された電子請求書の支払いを代行する第三者にも適用される。
- ✓ KSeFにおける一括支払い識別子の生成については開発・検討中（複数の請求書をまとめて支払う場合） - KSeFへのツール・機能の追加が必要となる。

KSeFによる電子請求書発行義務に違反した場合の罰則

納税者が以下の義務に違反した場合：

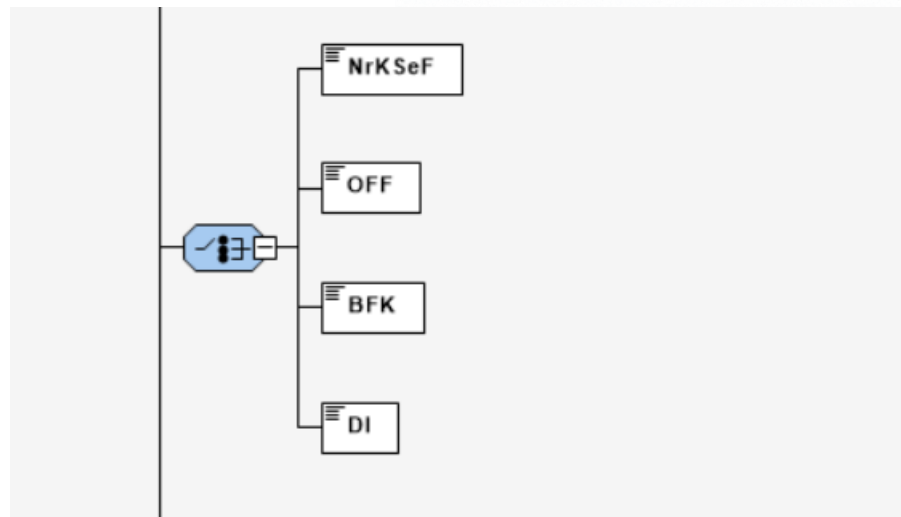
- 1) 電子請求書システム（KSeF）による請求書発行義務を怠った場合、または
- 2) KSeFの障害・利用不可時またはオフライン24モードにおいて、電子請求書スキーマに準拠しない請求書を発行した場合、または
- 3) KSeFの故障・利用不可時またはオフライン24モードにおいて、電子請求書をKSeFへ所定の期限内に送信しなかった場合、

税務署長は、KSeF外で発行された請求書に記載された税額の最大100%に相当する金銭的罰則を納税者に科す。

税額が記載されていない請求書の場合、税務署長はKSeF外で発行された請求書に記載された総支払額の最大18.7%を納税者に対して罰金として科す。

本罰則は2027年1月1日以降に適用される。

2026年2月1日からのVAT申告書の変更点-JPKV7M(3)



NrKSeF – KSeF ID

OFF - 法第106条nf項（完全な機能不全）に規定される請求書で、KSeF IDが割り当てられておらず、かつ同システムに送信されていないもの

BFK - 電子請求書または紙の請求書

DI - KSeF経由で発行された請求書以外の証明書類

KSeFにおける従業員の経費精算

実施すべき措置：

- 現在の手順をKSeFの要件に照らして、見直し、適応させる
- 従業員への新手順の周知徹底

新手順の一例

- 従業員がガソリンスタンドでガソリン代を支払う。
- ガソリンスタンドは、KSeF対象のVAT納税者であり、紙の請求書ではなく、KSeFを通じてガソリン代の請求書を雇用主宛に発行する。
- 雇用主は、ガソリンスタンドから受け取った電子請求書を仕入VAT控除に使用する。（一定の制限あり）
- 経費精算のために、請求書と従業員個人を結び付きを明確にする情報が必要となる。

>>従業員は、KSeFを通じて発行される請求書に、たとえば、自身のメールアドレスを記載するよう、販売業者に依頼する。

>>一方、還付を受ける権利のある従業員のリストとメールアドレスは、財務部門が適切に維持・管理する。



ご清聴ありがとうございました！

Thank you for your attention!



Agnieszka Laskowska

パートナー
税務

携帯電話: +48 664 718 604
E: alaskowska@kpmg.pl



野村雅士

ディレクター
日本デスク

携帯電話 : +48 604 496 342
E: mnomura1@kpmg.pl



[kpmg.pl](https://www.kpmg.pl)

© 2026 KPMG Tax M. Michna Sp. k. (ポーランド有限責任会社) は、KPMG International Limited (英国保証有限責任会社) に加盟するKPMGグローバル組織の独立したメンバーファームの一員です。無断複写・転載を禁じます。

Document Classification: KPMG Public